号

外

(--)

平

成二十年

四

月

日

訓

令

甲

目

次

岐阜県広報事務処理規程の一部を改正する訓令

公

報

報 課

広

_~;

岐阜県訓令甲第三号

訓

令

甲

各 庁

局 般

各振興局の事務所 振

岐阜県広報事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年四月一日

岐阜県知事

古

田

岐阜県広報事務処理規程(昭和三十三年岐阜県訓令甲第十八号)の一部を次のように 岐阜県広報事務処理規程の一部を改正する訓令

改正する。 第四条の見出しを「(重点広報事項)」に改め、同条中「担当部」を「担当部局」に、

同条に次の一項を加える。 報事項について、広報課長が定める様式により毎年二月末日までに広報課長に」に改め、 **「年間広報計画を別記第一号様式により広報課長に毎年二月二十日までに」を「重点広**

2 主管課長は、前項の重点広報事項を三ヶ月ごとに更新し、これを広報課長に提出し なければならない。

第五条を削る。

第七条から第九条までを一条ずつ繰り上げる。 様式により」を「広報課長が定める様式に関係書類を添え」に改め、同条を第五条とし、 三号様式に関係書類を添え、お知らせ事項に位置づけられた事項については別記第四号 第六条中「当該計画により主要施策広報事項に位置づけられた事項については別記第

0

0

平成二十年四月一日

岐 阜

県

公

報

号 外

毎週

(金曜日)

発行

号 外 (1)	岐	阜	県	公	報	平成 20 年4月1日	(2)
---------	---	---	---	---	---	---------------------------	-----

別表 (第四条関係) 別表を次のように改める。

平成二十年四月一日発行 平成二十年四月一日印刷

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

発 発 行 行 岐 岐

庁 県

所者

岐阜市薮田南二丁目一番一号

別記第一号様式から第四号様式までを削る。 労働委員会事務局審査調整課長 各振興局振興課長 監查委員事務局監查第一課長 県議会事務局総務課長 出納事務局出納管理課長 警察本部広報県民課長 教育委員会事務局教育総務課長 総務企画課長 都市政策課長 建設政策課長 林政課長 農政課長 産業政策課長 健康福祉政策課長 環境生活政策課長 総合政策課長 財政課長 危機管理課長 広報課長 人事委員会事務局職員課長 課 툱 労働委員会事務局 林政部 農政部 総務部 出納事務局 ぎふ清流国体推進局 総合企画部 監査委員事務局 警察本部 教育委員会事務局 都市建築部 健康福祉部 環境生活部 知事直轄危機管理部門 知事直轄秘書広報部門 各振興局等 人事委員会事務局 県議会事務局 県土整備部 産業労働観光部 担 当 部 局 等

印印刷刷 所者 岐阜市三輪ぶりんとぴあ十三岐阜市三輪ぶりんとぴあ十三

定価 一か年 四八、〇〇〇円 (送料共) (消費税二、二八六円を含む。 岐飯 文 芸 社寛